

スマートフォン決済とはどのような支払い方法ですか？	スマートフォンやタブレット端末のアプリを使って納付書のバーコードを読み込み、支払いを行う方法です。
スマートフォン決済で全ての料金を支払うことができますか？	スマートフォン決済が利用できるのは次の税及び料金です。 ・市税（固定資産税・都市計画税/固定資産税（償却資産）/市県民税（普通徴収）/軽自動車税（種別割）） ・国民健康保険料 ※後期高齢者医療保険料は非対応 ・介護保険料 ・自転車整理手数料 ・保育料、公立延長保育料、公立副食費
自分の持っている機種がスマートフォンなのかわかりません。	ご加入の携帯電話会社にお問合せください。
タブレット端末やパソコンからも支払えますか？	パソコンではスマートフォン決済はご利用いただけません。タブレット端末ではご利用いただけない場合がありますので、詳しくはご加入の携帯電話会社にお問合せください。
スマートフォンを持っていません。家族のスマートフォンを使って支払うことは可能ですか？	スマートフォン決済アプリの名義人ご本人様が納付手続きをされる場合は、ご家族等のご本人様以外の介護保険料を納付いただくことも可能です。
現在口座振替払いをしています。アプリでの支払いに変更したいです。 年金天引きからアプリでの支払いに変更したいです。	口座振替払いの方は、金融機関での口座振替解約手続きをお願いします。納付書を発行し、送付しますのでお住まいの区の介護保険室までご連絡ください。 年金天引きの方は、納付書支払いへの変更はできません。
手元にある納付書がスマートフォン決済に対応しているかどうか、どこで判断すれば良いのですか？	スマートフォン決済に対応している納付書は下記2種類の納付書です。 ・納付書裏面「納付場所一覧」の中に「4 スマートフォン決済」が掲載されている納付書 ・納付書表面の説明書きにスマートフォン決済が含まれている納付書
手元に令和3年度以前に発行した納付書がありますが、使用できますか？ また、令和3年度以前に発行した納付書を使ってスマートフォン決済することはできますか？	令和4年3月31日以前に発行した納付書については、納付場所により取扱いが異なります。 ○金融機関、市役所・各区役所内の金融機関窓口、市民センター窓口、ペイジー →使用可能です。 ○コンビニエンスストア →令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発行した納付書については、令和4年10月31日まで使用可能です（後期高齢者医療保険料は令和5年3月31日まで使用可能）。令和3年3月31日以前に発行した納付書は使用できません。 ○令和4年3月31日以前に発行した納付書ではスマートフォン決済はご利用いただけません。
令和3年度以前に発行した納付書を、スマートフォン決済で支払うために再発行してもらえますか？	再発行しますので、お住まいの区の介護保険室にご連絡ください。
スマートフォン決済をしたいのですが、納付書がうまく読み込めません。	再発行しますので、お住まいの区の介護保険室にご連絡ください。
アプリのインストール方法がわかりません。	ご加入の携帯電話会社にお問合せください。
アプリ内の操作方法がわかりません。どこかで操作方法を教えてくださいませんか？	アプリにより異なります。市役所・区役所では操作方法をお教えすることができませんので、各アプリ事業者にお問合せください。
PayPay・LINEPay・PayB以外のアプリは使えますか？ PayPay・LINEPay・PayB以外のアプリを今後使えるようになる予定はありますか？	PayPay・LINEPay・PayB以外のアプリは使えません。現段階で他のアプリの導入予定はありません。
スマートフォン決済に事前登録は必要ですか？	スマートフォン決済の利用にあたっては、事前にアプリへのクレジットカード情報の登録や料金相当額のチャージが必要となります。詳しくはアプリ事業者にお問合せください。
アプリで支払った場合、手数料はかかりますか？	アプリによる税・料金の支払いで手数料はかかりません。スマートフォン決済利用にかかる通信料についてはご加入の携帯電話会社にお問合せください。
アプリで税・料金を支払うとポイントをもらうことはできますか？	お使いのアプリによって異なります。詳しくはアプリ事業者にお問合せください。

納期限を過ぎてしまいましたが、スマートフォン決済できますか？	納期限を過ぎていてもスマートフォン決済は利用可能です。ただし、令和4年4月1日以降発行の納付書に限りです。
領収証はもらえますか？	スマートフォン決済で領収証は発行できません。領収証が必要な場合は納付書をご持参のうえ、金融機関やコンビニでのお支払いをお願いします。その際、支払い方法はスマートフォン決済ではなく現金支払いとなります。各年1月から12月の間に支払った額を知りたい場合は、毎年1月末頃に発送する納入済通知書をご確認ください。
アプリ決済した場合領収印がありませんが、領収日はいつになりますか？	決済が完了した日です。
コンビニのレジでアプリを提示すれば支払いできますか？	スマートフォン決済は、納付書に印字されているバーコードをアプリで読み込む支払方法です。コンビニレジでのアプリ提示では支払いできません。
納付書を発行してもらった当日にスマートフォン決済することは可能ですか？	発行日当日からご利用いただけます。
スマートフォン決済の上限金額はありますか？	納付書1枚につき、合計金額30万円までです。ただし、アプリ内で利用上限金額が設定されている場合には、上限金額内であっても支払いができないことがあります。詳しくはアプリ事業者にお問合せください。
スマートフォン決済で支払いできない時間帯はありますか？	24時間いつでも支払い可能ですが、アプリのメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯があります。詳しくはアプリ事業者のHP等をご確認ください。
令和3年度以前に発行した納付書をアプリで読み込むとどうなりますか？	読み込みエラーとなります。
すでにページで支払っていた納付書を、間違えてアプリでも決済してしまいました。すでにスマートフォン決済アプリで支払っていた納付書を、間違えて別の決済アプリでも決済してしまいました。	誤った支払いにより納めすぎとなった分の保険料は、後日充当または還付します。
アプリで決済したものを取消することは可能ですか？	取消できません。誤った支払いにより納めすぎとなった分の保険料は、後日充当または還付します。
一度スマートフォン決済アプリで支払いが完了した納付書を再度読み込むとどうなりますか？また、ページで支払った納付書を間違えて読み込んだ場合、支払いはできてしまいますか？	同じアプリで2度読み込みをした場合はエラーが表示されます。ただし、2度目に違うアプリで読み込んだり、コンビニや金融機関窓口で持参した場合や、一度ページで支払いが済んでいる納付書を読み込んだ場合は支払いができてまいりますのでご注意ください。
支払いが完了したことや支払った日時はどこで確認すれば良いのですか？	アプリ内の利用履歴などで確認できます。複数アプリを利用している場合はアプリごとに納付履歴を確認してください。詳しくはアプリ事業者にお問合せください。
スマートフォン決済で支払いをしましたが、支払いがきたか不安なので千葉市に入金されたかどうか確認したいです。	お支払いが完了したかどうかはアプリ内で確認できます。複数アプリを利用している場合はアプリごとに納付履歴を確認してください。詳しくはアプリ事業者にお問合せください。お支払いが正常に完了していれば、支払いを行った日から約10日～2週間後に千葉市に入金されます。
今スマートフォン決済で支払いを済ませたので、納入済通知書を出してもらえませんか？	支払いを行ってから千葉市で入金を確認できるようになるまで、一定の期間がかかります。スマートフォン決済では支払日から約10日～2週間かかりますので、納入済通知書は千葉市で入金を確認できてからの発行となります。支払い後、即日領収証が必要な場合は、納付書をご持参のうえ、金融機関窓口やコンビニでのお支払いをお願いします。
スマートフォン決済で支払いをした後、そのことを忘れてコンビニに納付書を持参した場合、支払いはできてしまいますか？	支払いができてしまうため、スマートフォン決済で支払いした納付書には、ご自身で支払い済みであることが分かるよう記載し保管する、支払いが確認できたら破棄していただくなど、重複して支払いされないよう注意してください。重複して支払いをおこなった場合は、後日充当または還付します。